

第1章 総則

1 趣旨・適用範囲

本要求水準書は、会津若松市ワーケーション推進協議会（以下、「発注者」という。）が委託する「会津若松市ワーケーション推進業務」（以下、「本業務」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

2 目的

会津若松市における現時点でのワーケーション受入体制と企業ニーズとの乖離等を調査等により把握し、本市の強みを活かせるターゲットの明確化や今後推進すべきワーケーションタイプを決定するとともに、推進体制の整備や実施計画の策定などを目的とする。

3 業務概要

本業務は、以下の業務を実施するものとする。

- (1) 地域課題、企業ニーズ等の基礎リサーチ
- (2) モニターツアーの催行
- (3) 地域勉強会の開催
- (4) 地域課題検討会（ワークショップ）の開催
- (5) ワーケーション取組方針及び実施計画の策定支援

4 業務対象箇所

会津若松市内

5 提出書類

業務着手にあたり、下記の書類を受注者に提出し、承認を受けるものとする。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 業務着手届 | 1部 |
| (2) 業務実施計画書 | 1部 |
| (3) 業務工程表 | 1部 |

6 打合せ・協議

業務の円滑な遂行を図るため、発注者と密接な連絡を取り合うとともに、業務着手時及び業務の主要な区切り、成果品納品前において打合せを行うものとし、都度記録に留めて相互に確認するものとする。

7 疑義等

本要求水準書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合には、速やかに発注者及び受注者の間において協議の上確定させるものとする。

8 守秘義務

受注者は、業務上知りえた事項については、他に漏らしてはならない。また、業務遂行上における記録物及び成果物についても、発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

9 実施期間

本業務の履行期限は、契約締結日から令和5年3月17日までとする。

第2章 業務内容

本業務の業務内容については、本業務の目的を達するために基本的な各業務の手法について示すが、受注者の提案によって、より効率的、効果的に目的が達成する業務内容については、発注者及び受注者の間において協議の上、3及び以下の内容に依らないものとする。

10 地域課題、企業ニーズ等の基礎リサーチ

企業に対し、勤怠管理や旅費清算等のリモートワークに関する規則のヒアリングやアンケート等を実施し、ワーケーションの企業ニーズや現状の把握、分析を行うものとする。

また、本市の地域課題の洗い出しのため、本協議会員や市内事業者を広く集めワークショップを1回開催するものとする。

会津若松市の観光戦略である「繁忙期と閑散期、休日と平日の観光需要の平準化」を念頭に置いたものとする。

ワークショップの実施及びヒアリング等の分析結果の報告書を発注者に提出するものとする。

11 モニターツアーの催行

基礎リサーチの結果を反映したモニターツアーを催行するものとする。プログラムの中には本市内でのフィールドワークを盛り込み、その中で地域課題の解消に取り組ませるものとする。

ツアーは複数回行い、その合計で2社以上及び20名以上の参加を達成するものとする。

ツアー参加費を徴収できるものとし、徴収金額は必要経費から控除した上で、見積金額を算出するものとする。

12 地域勉強会の開催

本協議会員や地域事業者を広く集め、基礎リサーチ及びモニターツアー実施結果をもとに、ワーケーション推進に関わる勉強会を1回実施するものとする。

勉強会は会津若松市の観光戦略である「繁忙期と閑散期、休日と平日の観光需要の平準化」を念頭においたものとする。

勉強会の報告書を実施後に発注者に提出するものとする。

勉強会は以下の内容を含むものとする。

- (1) 「ワーケーション・ブレジャー」という旅のスタイルに関すること
- (2) 基礎リサーチの結果報告
- (3) モニターツアーの結果報告

13 地域課題検討会（ワークショップ）の開催

本協議会員や地域事業者を広く集め、基礎リサーチ、モニターツアーや地域勉強会の結果をもとに、地域課題検討会を1回開催するものとする。

実施後に検討会の報告書を発注者に提出するものとする。

地域課題検討会は以下の内容を含むものとする。

- (1) 基礎リサーチ、モニターツアーの実施から見えるワーケーションにおける会津若松市の課題及び強み
- (2) 会津若松市が目指すべきワーケーションタイプの提案及び決定（協議会員との合意形成）

14 ワケーション取組方針（総合戦略）及び実施計画の策定支援

会津若松市の観光戦略である「繁忙期と閑散期、休日と平日の観光需要の平準化」を前提とし、基礎リサーチ、モニターツアー、地域勉強会、地域課題検討会の結果を踏まえ、ワーケーション取組方針（目的やターゲットの明確化、ワーケーション推進・受入体制）及び実施計画（取組事項とスケジュール等）の原案を作成し、協議会員を集めた会議で提案を行うものとする。

第3章 成果品

15 成果品

本業務の成果品は以下の通りとし、業務期限内に本協議会（会津若松市観光商工部観光課内）に納品するものとする。

成果品は電子データ及び紙媒体の正本1部を納品するものとする。

- (1) 基礎リサーチ結果報告書
- (2) モニターツアー実施報告書
- (3) 地域勉強会の報告書
- (4) 地域課題検討会の報告書
- (5) ワケーション取組方針及び実施計画

第4章 その他

16 事業費

- (1) 事業費は、6,935,000円以内とする。
- (2) 上記事業費には、本業務にかかる一切の経費が含まれるものとし、消費税及び地方消費税も含むものとする。

17 その他

会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を厳守すること。